

枚方市 住宅除却工事補助制度

大地震により、古い木造住宅の多くが大きな被害を受けると想定されています。

建築基準法では、昭和56年と平成12年に耐震関係規定の主な改正が行われました。

枚方市ではこのうち、昭和56年前の住宅を対象とした、除却工事補助制度を設けています。



●補助対象(主な要件)

- ・昭和56年5月31日以前の耐震基準で建てられた**個人所有の住宅**。
- ・所定の方法による耐震診断等の結果、**一定基準未滿**であると判定されたもの。
 - ※所定の方法による耐震診断等とは、下記の①、②の方法による耐震診断
 - ①建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく一般診断法等の専門家による耐震診断
 - ②「誰でもできるわが家の耐震診断」を活用して、所有者等が実施する耐震診断（木造住宅のみ）
- ・原則として**住宅の全てを除却（解体）**する工事。
- ・申請者（建物所有者）の世帯全員の直近の年間所得の合計額が**256万8千円以下**であること。（市・府民税の課税証明書にて所得を確認）
- ・建設業法の許可又は建設リサイクル法の登録を受けている者による除却工事であること。
- ・耐震改修工事の補助金を受けていないこと。

●補助内容

- ・1棟あたり、住宅の床面積1㎡につき1万円（**上限額20万円**）または、除却に要した費用のいずれか小さい額。

●申し込み方法

- ※**募集期間を設け、抽選を行います**。（期間内に募集数に達しない場合は先着順（申請順））
- 募集期間：4月7日（水）～4月30日（金）（※土日祝除く）
- 募集数：**3棟**

注意事項

除却工事着手（契約）後の申請は受付できませんので、必ず事前にご相談下さい。

- ・補助申請者は、建物所有者となります。所有者が複数の場合や土地所有者が異なる場合等は、他の所有者の同意が必要です。
- ・住宅を除却し更地化すると、宅地の固定資産税や都市計画税の特例措置が適用外となり、税額が増加する場合があります。
- ・都市計画事業の用地として除却費用に相当する額の補償を受ける場合や、エコ住宅への建替え等に際して、別途除却費用に係る公的補助を受ける場合等は、本補助の対象外です。
- ・このパンフレットは補助制度の概要を示したものであり、全てを網羅したものではありません。また今後補助内容を変更する場合があります。詳細は住宅まちづくり課にお問合せ下さい。

お問い合わせは **都市整備部 住宅まちづくり課**

電話 **072-841-1478（直通）**

住所 〒573-0027 枚方市大垣内町2丁目9-15（枚方市役所 **分館** 2階）

FAX 072-841-5101

MAIL jumachi@city.hirakata.osaka.jp

